

## 設計違算に関する事務取扱要領

平成27年3月27日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市が発注する競争入札（以下「競争入札」という。）において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上もれ等の理由による設計金額の誤りをいう。

(方針の決定)

第3条 競争入札において、設計違算があることが判明したときは、雲仙市公正入札調査委員会設置要綱（平成17年雲仙市訓令第22号）第5条に規定する会議において方針を審議し、委員長がその結果を市長に報告する。

(開札前の対応)

第4条 市長は、入札の公告又は入札執行の通知をした後、開札前に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止し、入札参加者に次の各号いずれかのおり通知する。

(1) 入札の公告をしたとき 入札を中止する旨を公告する。

(2) 入札執行の通知をしたとき 雲仙市建設工事執行規則（平成19年雲仙市規則第20号）第6条第2項の例により入札執行の取消しを通知する。ただし、当該入札が雲仙市電子入札実施要綱（平成26年雲仙市告示第15号）第2条の電子入札の対象（以下、「電子入札の対象」という。）である場合は、本通知を電子入札システムによりすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の訂正の内容及び当該部分の契約上の取扱いを入札参加者に公告又は通知することで見積り可能な場合は、入札を続行する。

(開札後の対応)

第5条 市長は、開札をした後、契約を締結する前に、設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を無効とし、入札参加者に入札無効通知書（様式第1号）により通知する。ただし、当該入札が電子入札の対象である場合は、本通知を電子入札システムによりすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算があっても落札候補者又は落札者に変更が生じない場合は、入札を有効とし、契約手続を続行する。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に、設計違算により当該落札の決定に誤りがあることが判明した場合は、相手方と協議し当該契約を解除する。ただし、設計違算があっても落札者に変更が生じない場合又は当該契約の履行状況等により契約を解除し難い場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

(設計違算に関する疑義)

第7条 市長は、設計金額500万円以上の建設工事又は建設コンサルタント等業務において、開札を行った場合は、不調となったときを除き、入札参加者に対し、落札候補者又は落札者の決定を保留する旨を、予定価格（税抜き）を付して通知する。

2 入札参加者は、前項の規定による通知を受けたときから開札日の翌日の正午までの間において、設計違算に関する疑義の申立てを行うことができるものとする。

3 入札参加者は、前項の申立てを行う場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 当該入札の具体的な項目を示す自社の積算資料等を添付した疑義申立書（様式第2号）を総務部契約検査課に提出しなければならない。

(2) 疑義申立書の内容が次に掲げるいずれかに該当する場合は、疑義の申立てとして扱わないものとする。

ア 積算上の不確定な要素（単価が複数想定できるもの等）で、入札前に質問を行い確認すべきもの

イ 積算疑義が具体的でないもの

ウ 積算疑義が特定できないもの

エ 設計図書等で確認できるもの

オ 積算システムに起因するもの

カ その他当該入札に直接関係のないもの

4 第2項に規定する申立ての期限が雲仙市の休日をも定める条例（平成17年雲仙市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日の正午をもってその期限とみなす。

（その他）

第8条 市長は、前条第2項の疑義の申立てがあった場合は、次のとおり取扱うものとする。

(1) 入札参加者に疑義申立通知書（様式第3号）により疑義の申立てがあった旨をファクシミリ等により通知する。

(2) 方針が決定するまでは、落札候補者又は落札者の決定及び開札結果の公表を延期することができる。

(3) 疑義の申立てにおいて、設計違算が無い場合又は第5条第2項に該当する場合は、疑義申立者に疑義申立に対する結果通知書（様式第4号）によりその旨をファクシミリ等により通知する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

雲仙市長 様

所在地  
会社名  
代表者  
連絡先 ( )

疑義申立書

下記のとおり建設工事の入札に係る積算等について疑義申立てをします。

工事番号・工事名	
疑義内容（市の設計違算があると思われる具体的な項目）	

- 注1 疑義の具体的な項目を記載してください。  
また、具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。  
※単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。
- 注2 疑義申立期間を過ぎた場合は受け付けません。

別記様式（第7条関係）